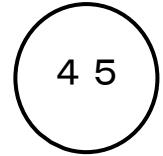


# 令和5年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立福岡中央高等学校
課程又は 教育部門	全日制課程



## 1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第2条」

- (1) あらゆる教育活動を通じ、誰もが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 生徒が主体となっていじめのない社会を形成するという意識を育むため、生徒がいじめを防止する取組が実践できるように指導する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの部活動にも、どの生徒にも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう教職員間の連携を密にし、保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと、組織的に取り組む。
- (5) 相談箱を設置するとともに、生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて生徒一人ひとりの状況の把握に努める。
- (6) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校自己評価の評価項目に位置づける。

## 2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

- (1) 望ましい人間関係や互いの良さを認め合う環境を作る。
- (2) 道徳・特別活動を通しての規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団を作る。
- (4) 常に危機感を持ち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (5) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラーを活用する。
- (6) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を行う。
- (7) 教職員研修の充実（発達障がいや性同一性障がい、また、国際結婚の保護者を持つ等の外国につながる生徒等、きめ細かな対応が必要な生徒の情報交換及び必要な支援に関する研修会実施）いじめ相談体制の整備を図る。
- (8) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (9) いじめのない環境作りのため、各顧問は部室・活動場所の使用マナーを含めた環境整備に努める。  
また、各顧問はミーティング等の機会を設けるなど、部員相互の望ましい人間関係作りに努める。

### 3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

#### （1）基本的考え方

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒達の信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒達の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、個別に事情を確認し、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

そのためには職員が互いに相談し合える環境づくりに留意するとともに、情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが必要である。

#### （2）いじめの早期発見のための措置

##### ①生徒の観点

「学校生活アンケート」（記名・無記名）の毎月実施

\*無記名は4カ月に1回、体罰に関する調査も行う。

- ・担任、副担任の指導のもと、真剣な雰囲気の中でアンケート用紙及び封筒を配布し、記入は自宅に持ち帰り各自行う（記名はGoogle Formsで配信・回収する）。
- ・用紙の回収には十分に配慮し、アンケートで答えた内容が他の生徒に漏れないように注意する。（回収は担任、副担任で一人ずつ回収する）
- ・担任は、回収後直ちに確認し、気になるアンケート結果について、当該学年主任及び生徒育成部長へ連絡し、必要に応じて生徒との面談を実施する。また、学年やいじめ問題対策委員会で点検を行い、生徒の情報の共有を図る。
- ・学年でアンケートを集約し、生徒育成部長へ提出する。（アンケート結果は、卒業まで保管する）

##### ②教師の視点

- ・授業時のチェックを日常的に行う。
- ・全ての授業において、教科担任が生徒を観察する。
- ・部活動中については、各顧問が生徒を観察する。
- ・各教科担任及び各顧問は、生徒の気になる状況があれば、速やかにクラス担任に報告する。
- ・担任及び各顧問は学年主任へ報告する。
- ・担任及び各顧問は必要に応じて生徒との面談を実施する。
- ・担任は連絡がない欠席者に対し、確実に自宅連絡を取る。

##### ③保護者の視点

- ・「家庭用チェックリスト」の活用を図る。
- ・各学期の三者面談時に保護者へ配付し、協力を要請する。
- ・家庭において気になる状況があれば、保護者から担任へ連絡をしてもらう。

### 4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

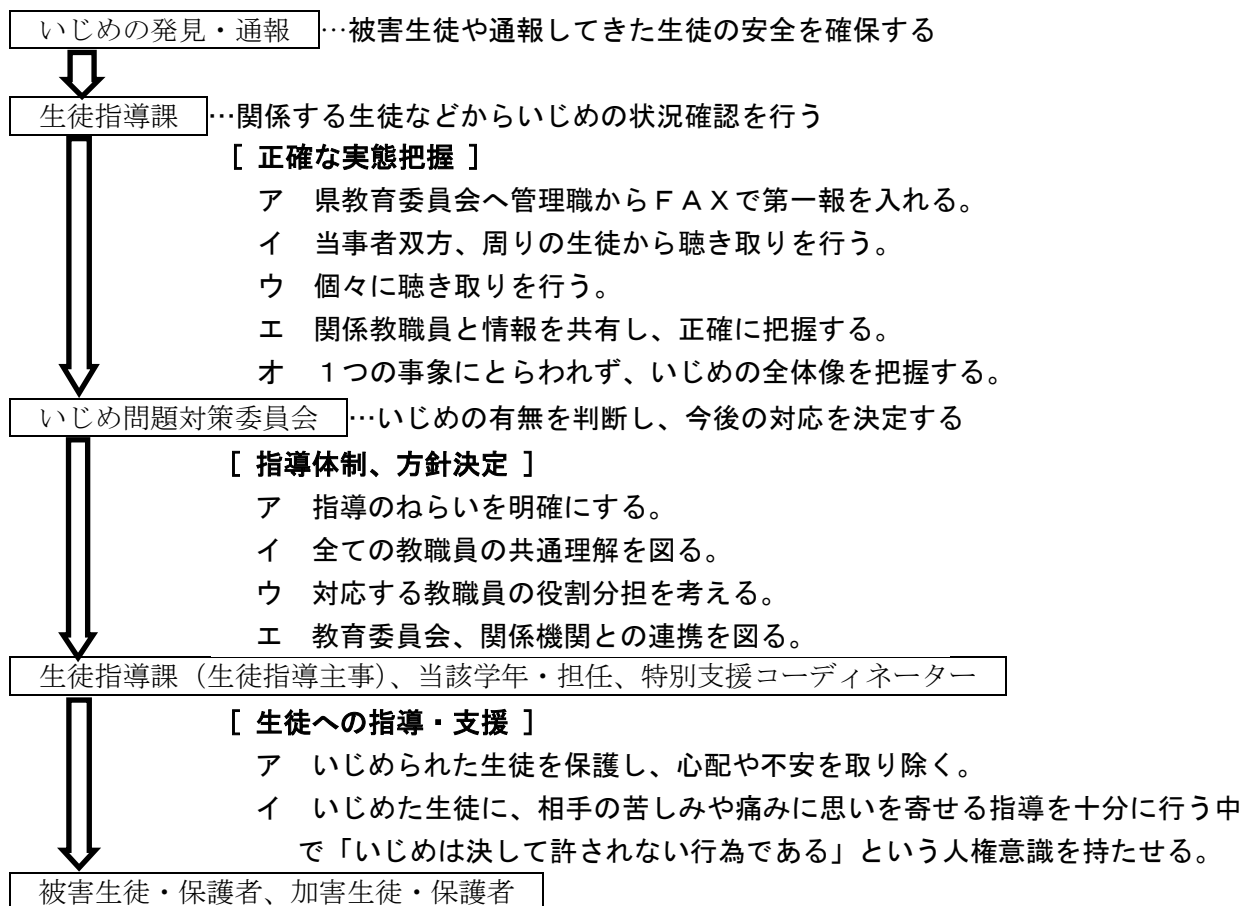
#### （1）基本的考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ問題対策委員会を通して組織的に認知・対応する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を調査し、生徒の感じる被害性に着目し、被害にあっていると思

われる生徒の家庭での様子及びホームルーム等における状況の変化を関係者に確認を取った上で判断し、早急に対応する。保護者、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが必要である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。また、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにも関わらず、心身の苦痛を感じない者や、心身の苦痛を感じていても周囲の反応を恐れていじめられていることを訴えられない表出できにくい者もいることや、SNS等によるいじめに配慮したネットパトロールを関係機関と連携して行い、アンケート及び日々の観察や相談箱の活用を促す等の対応を常に意識し、個々の生徒理解に努め適切に対応する。

## (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめの兆候や疑いのある事案を発見・把握した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、継続的に見守る必要がある。部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。部活動指導員、非常勤講師等が部活動の指導を開始する前には、本対応について周知する。



## (3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

### ① 生徒に対して

- ア 事実確認とともに、まず辛い今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- イ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。

- ウ 必ず解決すると、希望が持てるように伝える。
- エ 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

② 保護者に対して

- ア 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を直接伝える。
- イ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ウ 保護者の辛い気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- エ 継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- オ 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するように伝える。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

① 生徒に対して

- ア いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向けて指導する。
- イ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

② 保護者に対して

- ア 正確な事実確認を説明し、いじめられた生徒や保護者の辛く悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする学校としての姿勢を伝える。
- イ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ウ 生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① 当事者だけの問題にとどめず、クラス及び部活動、学年・学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ② 「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢を、クラス・部活動・学年・学校全体に示す。
- ③ はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ④ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるように指導する。
- ⑤ いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとに、いじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(6) ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。未然防止には、本校の校則の意図、または生徒達のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携・協力した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携・協力が不可欠である。「ネットいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事例によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって解消することはできない。解消している状態とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」、及び「被害生徒が心身の苦痛を感じてないこと」が成り立って

いることとする。なおかつ、いじめ行為が止んでいる状態の目安期間としては少なくとも3ヵ月は継続していることとする。

#### 〈具体的方策〉

##### ① 被害生徒の状況確認

- ア 朝礼時、授業時におけるクラス担任、教科担当及び各顧問による観察（毎日）
- イ クラス担任及び各顧問による面談（毎週）
- ウ スクールカウンセラーによる面談（毎月）
- エ 特別支援教育コーディネーター及びクラス担任による家庭訪問（毎月）

##### ② 加害生徒の状況確認

- ア クラス担任及び各顧問による観察（毎日）
- イ クラス担任及び学年生徒指導担当教員による面談（毎週）
- ウ 生徒育成部長、または生徒指導課長による経過確認（毎月）

##### ③ 教員間の情報共有

- ア 学年間における経過報告（毎週）
- イ 教育相談委員会における経過報告（毎月）
- ウ 全職員への経過報告（随時）

※ 上記①～③の経過報告を受け、いじめ問題対策委員会での会議を通じて校長がいじめの解消を判断する。

## 5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
    - 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
    - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
      - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
      - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
      - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
      - ・ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。
    - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。
- ※ 「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

### （1）重大事態の発生と調査（県知事への発生報告を必ず記載すること）

重大事態が発生した場合、学校長は直ちに県教育委員会へ報告し、県教育委員会はこれを県知事に報告する。学校は、県教育委員会の指示に従い適切な調査を行う。調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、県教育委員会が主体となって行う場合が考えられる。学校では、いじめ問題対策委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて専門的な知識及び経験を有する適切な専門家を加えて調査を行う。

調査については事実関係が確定した段階で対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で重大事態として調査を開始する。また、被害児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときも、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。重大事態に至

る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

## (2) 調査結果の提供及び報告（県知事への調査結果の報告を必ず記載すること）

校長は、調査結果について県教育委員会へ報告し、県教育委員会はこれを県知事に報告する。調査結果にはその防止策、及び保護者所見欄を設ける。また、学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒や保護者に対して説明しなければならない。それに先立って、情報提供に当たり、調査結果の提供の方法については、どのような情報を、どのような形式で被害者・保護者に提供するのかを説明しておく。個人情報については、個人情報保護条例等に従って他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供することも大切である。

調査結果を公表するか否かは、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。

調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認する。また、学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行う。

## 6 いじめの防止等の対策のための組織

### (1) 組織の名称 いじめ問題対策委員会

### (2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

- ① 「いじめ問題対策委員会」は、校長が任命した副校長、教頭、生徒育成部長、生徒指導課長、学年主任を中心に、養護教諭、スクールカウンセラーなどをメンバーとして設置する。なお、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応することも考えられる。
- ② 「いじめ問題対策委員会」は、いじめに特化した役割を明確にしておくことが大切である。

### (3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

- ① 速やかに監督官庁、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- ② 事案によっては、学校及び学校の全ての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- ③ マスコミ対応については、対応窓口を明確（一本化）し、誠実な対応に努める。

## 7 学校評価

いじめの取組に関する評価項目を作成し、アンケート等による学校評価を適切に行い、その結果を以後の取組に活かすものとする。

学校評価の中のいじめに関する項目については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかを重視するものとする。